

## 来賓挨拶

特許庁長官 (当時)  
鈴木 隆史

ただいまご紹介をいただきました鈴木でございます。先ほどご説明がありましたような伝統のある特許懇の場でご挨拶をさせていただくことは、非常に光栄に思います。

私は仕事柄、外国に行くことが非常に多く、外国の特許庁長官の方々他いろいろな人とお話しする機会が多いわけでございますけれども、そこでだいたい合意をいたしますのは、やはり優れた知財システムがある国は非常に発展するという点について、皆さんご異議はございません。それで、いまご承知のように金融それから資源高によって成長した経済がこういう経済的危機に陥って、すべての国がやはりもう一度ものごとの本質に立ち返って、やはり技術革新とか、それを支える特許というものの重要性を再認識いたしまして、いいシステムを作ろうということになっております。ご承知のようにアメリカでも特許法の抜本的改正を今議会で審議中でありますし、欧州におきましても欧州特許裁判所による訴訟制度の統一を、またこれからきちっと議論していこうということになっております。

今申し上げました知財システムというのは、別に特許庁が特許を付与するという点だけではなくて、企業の研究開発あるいは特許申請戦略を支えるシステム、取った特許を流通させるシステム、それからいろいろ問題があったときにそれを訴訟などで解決するシステム、これら全体を指すわけでございますけれども、そういう知財システムに関して、非常に今、内外で関心が高まってきております。具体的に例を挙げますと、例えば京都大学の松本総長であります。彼は知財本部の委員になられて、この間知財本部で発言されておりましたが、ぜひ、コンセプト特許となるものを認めて欲しいというのです。それで京都大学にでかけてどういう概念かと聞きますと、彼のいう概念

は、今の特許というのは、やはりテクノロジーが中心となっております。実験もちゃんとしなければならない。明細書もちゃんと書かなければならない。これは大学ではとてもできない。だから論文でも簡単に特許がとれるような新しい概念のコンセプト特許というものを作って欲しいということでありました。まあ、特許のご専門の方から考えるととんでもない話のような話ではあるのですが、大学の地道な研究活動から出てきた案としては、現行の特許法とどういう折り合いが付くかは別にして、検討してみる必要はあるのではないかということで、私ども大学とも今後いろいろと意見交換をしていきたいと思っております。

それから、もう一つ具体例を挙げますと、日弁連の宮崎会長という方が特許庁に来られまして、ぜひ特許庁と今後意見交換をしたいということをおっしゃっておられました。理由を聞きますと、新しい司法試験のもとで知財法というものが選択科目になりましたけれども、新しく弁護士になられて日弁連に入られる方の3割~4割は、知財法を選択されておられる。日弁連に入って知財委員会に入ってもなかなか新しい知財関係の情報がないというのです。それでぜひ今後は特許庁と連携をして、知財関係のいろんな動きについて教えて欲しいということもありまして、これも私は非常にいい話だと思っております。さっそくそういう会合を設けることにいたしました。

外国になりますと、まず一つは韓国でございます。外国に行きましたときに、私もできるだけいろんな方とお会いするという点で、韓国に行きましたときは、キム&チャン法律事務所、特許もやっているわけですが、2000人近くの弁護士、弁理士さんがおられて、そのパートナーの10人くらいの方とお話かつ食事をともにしたわけですが、驚いたことに皆さん日本語がしゃべれるのです。これは、若い方なので、独自に日本語を勉強されたということで、それだけ日本のビジネスに対して需要があるということと、なおかつ日本のいろいろな法律を自ら勉強したいということであるというように説明をされておりました。

それから、アメリカに行きましたときには、IBMのニューヨークの本社を訪れましてお話をしたのですが、カッポスさんというIBMの副社長で、今度アメリカ特許商標庁の長官になられるということで上院の承認を待っている方でございますけれども、彼の法律、技術開発の上司でありますジョンケリーさんという方がおられて、私が



日本の特許法も50年目に抜本的に改正するという話を考えていると言いましたら、非常に興味を持たれて、ぜひそういう委員会を作るならば、我々の代表者も入れて欲しいという話がありまして、できるだけ国際的な議論をしたいと思っておりまして、IBM代表という訳ではありませんけれども、知財に非常に経験豊かな方でございますので、IBMの中からも入ってもらおうということにしました。そういうことで、内外で知財システムについては非常に関心が高まっているということでございます。

知財システムは、先ほど広い概念だと申し上げましたけれども、やはり中心になるのは特許の審査でございます、皆様方審査官の方々が営々として築かれた伝統であります審査というものが一番中核となるのであります。これも具体例を申し上げますと、2月にWIPOのPCTに関する少数国会合で21の国・地域の特許庁長官が集まって議論をしたわけでございます。21の国・地域ですから、途中で時間が延々伸びて参りますので、雑談も入ってくるのですけれども、私がしゃべる機会になりますと、みなさんシーンとして聞いてくれるわけでありまして、これは別に私の知見とか、英語がうまいわけではなくて、これはやはり日本の特許の審査の品質が非常に高いこと、かつ日本がまじめに物事を考えて提案してくれるという過去の経験、伝統を高く評価してくれているのではないかと考えております。

それから、最近私が外国に出かける例といたしましては、PPHというものの仕事が非常に多いのですけれども、これも特許庁の方が考えて、二国間でできるだけ重複的審査をしないようなワークシェアリングを図ろうということでございます。ご承知

のように日本で特許になったものをアメリカに持って行けばアメリカでの特許率は95%なのです。アメリカの通常の特許率が44%ですから、日本で審査をしていればその倍に上がるという実績が出ております。アメリカで特許を得たものを日本で審査すると、特許率64%です。アメリカの方が低いわけで、デュダス長官が、積極的にアメリカが各国に発表して、私と一緒にPPHの良さを宣伝するとき、アメリカ自ら、われわれは64%だと言っているのです。それでデュダス長官に、そんなこと言ってアメリカの審査官は怒らないのかということと言いますと、いいえ、これは日本の審査官の質の高さを宣伝して鼓舞しているのだと言っていて、あちこちで95%と64%というのを宣伝していただいているわけでございます。

こういうことで、日本の特許の品質の高さ、かつ、特許システムの高度さというのは、だいたいの世界において認識されつつあると思います。ただ、これに安住してはだめで、日本としても新しい色々な技術の流れ、社会の流れなどを見据えて、日々、法律についても見直していく必要があると考えております。それを支えておられますのは審査官でありますので、ぜひこの伝統をこれからも守っていただきたいと思っております。今回、特技懇に100名の新しい人々が入られたわけですが、私といたしましても、祝福をしたいと思っております。ぜひ、今まで築かれてこられた審査官の皆様方の伝統を守り通して、これをより一歩高めるような工夫をしていただければいいのではないかと考えております。時間もだいぶ過ぎているようでございますので、挨拶はこれぐらいにしまして、あとは皆様といろいろ懇談をさせていただきたいと思っております。本当に今回は特技懇懇親会おめでとうございます。

ありがとうございました。

